

市川市

大切な街を地震から  
守るために

令和4年度  
からの  
新事業

令和5年度  
市川市緊急輸送道路沿道  
建築物耐震診断  
助成制度のご案内

緊急輸送  
道路



市内の旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に着工）で建築された  
緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断を実施する場合、その費用の一部を助成します。

申請  
期限

令和5年12月15日（金）まで

ただし、申請総数が予算枠を超えた時点で受付終了となります

市川市 街づくり部 建築指導課

☎ 047-712-6337



## 補助の要件

### 建物

- 市川市内で昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された緊急輸送道路沿道建築物

#### ? 緊急輸送道路とは

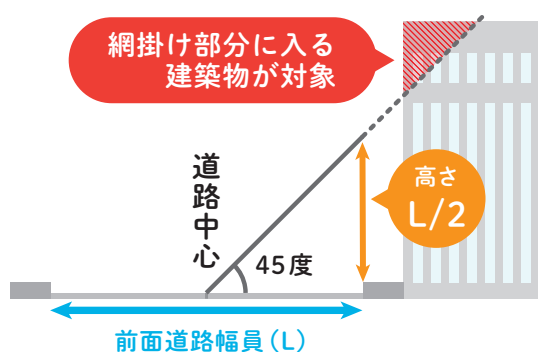
大規模地震が起きた場合における避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的として、市川市耐震改修促進計画に定めた路線をいいます。なお、緊急輸送道路は変更になることがありますので、事前にご相談ください。

#### ? 緊急輸送道路沿道建築物とは

地震により倒壊した場合、緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある建築物で、下記に該当する建築物

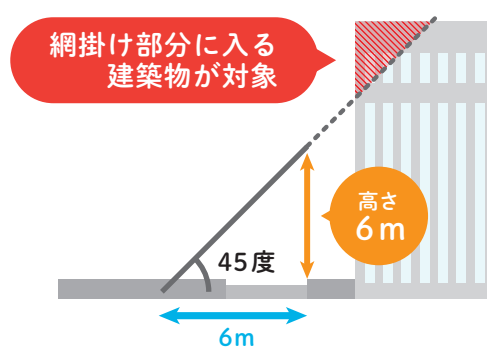
#### 前面道路幅員が12 mを超える場合

道路中心から斜め 45 度に引く斜線に当たる建築物



#### 前面道路幅員が12 m以下の場合

敷地と道路の境界から道路の反対へ 6m 進んだ位置から斜め 45 度に引く斜線に当たる建築物



### 申請者

- 補助対象建築物の所有者または管理組合

(建築物の所有者が複数いる場合は所有者の全員から耐震診断の実施について同意を得る必要があります  
管理組合の集会において、耐震診断を行うことと助成金の交付申請を行うことの決議を得る必要があります)

### 耐震

### 診断者

- 次のいずれかに該当する者が行う耐震診断が補助の対象です

- 1 1 級または 2 級建築士事務所に所属している者で、建築物の構造に応じた耐震診断者資格者講習を修了した建築士 (建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第 5 条第 1 項各号に掲げる者)
- 2 木造住宅耐震診断士 (市川市耐震診断助成事業実施要綱の規定による)  
ただし、補助対象建築物が木造在来工法であり、かつ地上階数が 2 以下の建築物に限ります
- 3 マンション耐震診断士 (市川市耐震診断助成事業実施要綱の規定による)

## 注意

- ・ 耐震診断の契約を行う前に必ず交付申請書を提出し、交付決定通知書を受け取る必要があります。交付決定通知書を受け取る前に耐震診断の着手や契約を締結したときは、助成金を交付できませんのでご注意ください。
- ・ 既に耐震診断を実施している場合や、実施した場合は補助金を受けることはできません。
- ・ 耐震診断に関する他の補助金交付を受けている場合は、補助金を受けることはできません。





## 補助金額

### 予備診断

耐震診断者に支払う費用の  $\frac{2}{3}$  ※1  
(千円未満切り捨て)

補助上限額 **3万4千円**

予備診断とは、国土交通省住宅局建築指導課が監修し、一般財団法人日本建築防災協会が発行した図書に定める基礎調査又は予備調査をいいます。

### 本診断

次の①②のうち、いずれか低い額  
(千円未満切り捨て)

① 耐震診断者に支払う費用の  $\frac{2}{3}$

※2

② 延べ床面積に応じて算出する費用の  $\frac{2}{3}$  ※3

補助上限額 **150万円**

本診断とは、耐震改修促進法の規定に基づき国土交通省が定めた耐震診断をいいます。

延べ床面積に応じて算出する費用

延べ床面積	費用の限度
ア 1,000㎡以内の部分	<b>3,670</b> 円/㎡
イ 1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分	<b>1,570</b> 円/㎡
ウ 2,000㎡を超える部分	<b>1,050</b> 円/㎡

### 延べ床面積が2,500㎡の場合の計算例

① 耐震診断に要する費用

見積額 (5,400,000円と仮定した場合)

**540万円** ×  $\frac{2}{3}$  = **360万円**

② ア 1,000㎡ × 3,670円/㎡ = 367万円

イ 1,000㎡ × 1,570円/㎡ = 157万円

ウ 500㎡ × 1,050円/㎡ = 52万5千円

(ア~ウの合計)

**576万5千円** ×  $\frac{2}{3}$  = **384万3千円**

①②のうち低い額 = ① **360万円**

ただし補助上限額が150万なので

補助額は**150万円**となります

※1 補助対象建築物が木造の場合は、本診断から行うため、対象になりません。

※2 本診断の補助を受けるには、予備診断費補助金の交付を受けていることが条件になります (木造を除く)。

※3 床面積に応じて算出する費用は、上記で算出した合計額とします。(計算例参照)



## 注意事項

♡ 本診断の補助金を受けるには、耐震診断結果について公的機関等による判定を受ける必要があります。ただし、補助対象建築物が木造在来工法であり、かつ地上階数が2以下である場合は、公的機関等の確認等を受けることを要しません。

♡ 木造の建築物で、一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法に定める耐震診断を行う場合にあつては、精密診断法により耐震診断を行わなければ補助対象になりません。

予備診断を行い、次に本診断を行います。手続きの流れは同じです。

相談・準備



### 事前相談

補助の条件がありますので、事前に確認してください。  
補助対象になるか不明な場合は事前にお問い合わせください。  
本診断の場合、予備診断の結果、本診断が必要かなどを確認します。



### 見積もり

耐震診断者を選任し診断費用の見積もりを依頼してください。  
マンション耐震診断士・木造住宅耐震診断士は  
建築指導課窓口等で閲覧可能です。



### 申請書の提出

次ページにある書類を準備し、  
市川市へ「補助金交付申請書」を提出してください。

P4

交付申請時の  
提出書類へ

1週間程度

受付後に対象の建築物の現地確認を行うことがありますのでご協力ください



### 交付決定通知

申請内容の審査終了後、  
「交付決定通知書」を郵送でお送りします。

P4

実績報告時の  
提出書類へ



### 契約

「交付決定通知書」が届いてから  
耐震診断者と契約してください。



### 実施

耐震診断を実施してください。

代理受領制度  
を利用する  
場合は

P5



### 支払い

耐震診断者に耐震診断費用全額を支払ってください。



### 実績報告書の提出

市川市へ「実績報告書」を提出してください。

P4

実績報告時の  
提出書類へ

2~4週間程度



### 金額確定通知

市から「補助金額確定通知書」が郵送されますので  
「補助金交付請求書」を提出し、補助金の交付となります。

金額確定通知後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び  
地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、仕入控除税額報告書を提出してください。



### 補助金交付

交付請求後、3~4週間で指定口座に補助金を振り込みます。

予備診断・年度の1月末日  
本診断・60日以内

完了



## 提出書類

### 01 交付申請時の提出書類

書類の名称	予備診断	本診断
<input type="checkbox"/> 交付申請書（予備診断：様式第1号、本診断：様式第2号）	○	○
<input type="checkbox"/> 建築確認済証の写し又は当該建築物の建築年月日が分かるもの	○	○※1
<input type="checkbox"/> 建築物の高さ、建築物から緊急輸送道路境界線までの距離及び緊急輸送道路の幅員がわかる図面	○	○※1
<input type="checkbox"/> 配置図、平面図、立面図、建築物の用途及び階ごとの面積を確認することができる書類	○	○※1
<input type="checkbox"/> 建築物の登記事項証明書	○	○※1
<input type="checkbox"/> 申請者が法人である場合は、法人登記事項証明書	○	○※1
<input type="checkbox"/> 申請者が管理組合である場合は、 管理組合の規約及び当該管理組合による建築物の耐震診断を受けることの決議書	○	○※1
<input type="checkbox"/> 予備・本診断に要する費用の見積書又はその写し	○	○
<input type="checkbox"/> 複数の者が共同所有する場合、耐震診断を受けることについて所有者全員の同意を得たことを証する書類 (申請者が管理組合である場合は省略可)	○	○※1
<input type="checkbox"/> 耐震診断者が1級または2級建築士事務所に所属し、建築物の構造に応じた耐震診断資格者講習を修了した建築士であることを証する書類（本診断の申請で予備診断と同一の耐震診断者である場合は省略可）	○	○
<input type="checkbox"/> 消費税仕入控除税額不適用確認書（消費税法の規定により仕入れに係る消費税額の控除を行わない場合）	○	○
<input type="checkbox"/> 予備診断の結果の報告書の写し（木造建築物の場合は不要）		○

### 02 実績報告時の提出書類

書類の名称	予備診断	本診断
<input type="checkbox"/> 実績報告書（予備診断：様式第10号、本診断：様式第11号）	○	○
<input type="checkbox"/> 予備・本診断の結果報告書（本診断は本診断の結果の内容を要約した書類もあわせて提出）	○	○
<input type="checkbox"/> 予備・本診断の実施に関する契約書の写し	○	○
<input type="checkbox"/> 予備・本診断に要した費用の領収書の写し (代理受領制度利用の場合は、耐震診断費から補助金額を差し引いた額の領収書及び当該診断に要した費用の請求書の写し)	○	○
<input type="checkbox"/> 本診断に要する費用の見積書又はその写し	○	
<input type="checkbox"/> 本診断の結果について公的機関等の確認等を受けたことを証する書類（木造在来工法かつ地上2以下の場合は不要）		○

### 03 報告時以降の提出書類

書類の名称	予備診断	本診断
<input type="checkbox"/> 市川市緊急輸送道路沿道建築物予備診断費・本診断費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書	○	○

※1 予備診断の助成を受けた同じ年度に本診断を申請する場合は、省略可能です。



## 代理受領制度について

申請者が耐震診断を行った耐震診断者に補助金の受領を代理で行わせることができる制度です。申請者は、耐震診断にかかった費用から補助額を差し引いた金額を耐震診断者に支払うことができるため、初期費用の負担を軽減することができます。補助金は、市から耐震診断者へ支払います。

### 代理受領制度の流れ



#### 実施

「耐震診断」を実施します



#### 支払い

耐震診断者に補助金を差し引いた金額を支払い  
代理受領の補助金申請の委任状を手交してください



#### 実績報告書の提出

「実績報告書」を提出します



#### 耐震診断士へ通知

市から「補助金額確定通知書」が郵送されますので  
確定通知番号を耐震診断者に通知してください  
その後、耐震診断者が市へ「補助金交付請求書」と  
「委任状」を提出します



#### 補助金交付

市から耐震診断者へ補助金を交付します

完了





# 市川市緊急輸送道路

こちらからも  
確認できます



市内の緊急輸送道路は次の通りです。



ルート番号	路線名	区間(市内)
1	東関東自動車道水戸線	高谷 ～ 二俣
2	京葉道路	稲荷木 ～ 二俣
3	首都高速道路湾岸線	塩浜3丁目 ～ 高谷
4	一般国道14号	市川3丁目 ～ 高石神
5	一般国道357号	塩浜3丁目 ～ 二俣
6	一般国道464号	大町
7	市川松戸線	市川2丁目 ～ 国府台4丁目
8	市川浦安線	新井2丁目 ～ 八幡1丁目

ルート番号	路線名	区間(市内)
9	東京市川線	新井3丁目 ～ 広尾2丁目
10	松戸原木線	若宮3丁目 ～ 大野町1丁目、堀之内3丁目
11	一般国道298号	高谷 ～ 北国分1丁目
12	東関東自動車道水戸線 (東京外環自動車道)	高谷 ～ 北国分1丁目
13	市川柏線	八幡3丁目 ～ 大野町1丁目
14	市川印西線	鬼越1丁目 ～ 若宮3丁目
15	若宮西船市川線	大和田2丁目 ～ 市川2丁目



建物の倒壊によって  
災害時の救急救命活動を  
妨げないために



詳細は  
こちらから



市川市 街づくり部 建築指導課

南八幡 2-20-2 第2庁舎2階 047-712-6337